

◆特集 日本労働運動の劣化をいとおめる



闘い半ばで亡くなった仲間の遺影と一緒にたたかう
闘争団員（2004年10月7日、東京地裁前）

闘いがなくなつて44年

1971年ニクソン声明と石油危機で世界同時不況の「減量経済」合理化の強行で、階級的労働組合つぶしの「第二臨調」(※)を背景とした「81年ストなし春闘」から44年です。失われた30年「格差拡大・貧困」で苦しめられています。

国鉄闘争は全国交流が力に

元国労稚内闘争団長

木山 誠二

1981年高卒の人は62歳、大卒の人は66歳です。ストライキ闘争を経験したことのない労働者が圧倒的多数の状況となっており、これまでの運動の背景である経済・政治情勢を総括することが重要と考えます。

※第二次臨時行政調査会の略称で、1981年に発足した行政改革を推進する機関。

実態を恐れる独占資本

総評が、81年春闘に向けて組合員の「賃金要求アンケート」を実施したことに、独占資本は、「実態からの賃金闘争」を階級闘争であると批判して賃金要求の「整合性」を主張しましたが、労働者の労働・生活の実態は、資本主義の脆弱点であることを自ら暴露したのです。しかし、総評の賃金要求額は、「整合性」内であり、結果として「ストなし」敗北春闘でした。この賃金要求の切

り下げから、いかに「国民の理解を得られるような整合性のある要求基準」を考えようと、「企業業績」に賃上げの根拠を求めようと、敵になめられるだけという総括が活かされないままです。

三池・国労の職場闘争つづし

三池労組は、安全対策の強化で炭鉱労働者の死傷者を激減させます。しかし、海外進出のための生産抑制になるとして、日経連は1959年に全炭鉱資本の協力のもとに、三井資本に1200名の首切りを強行させました。

また、国労は、1971年の国鉄当局による「マル生攻撃」の中止ということもあり、職場闘争を基軸とする職場生産点での現場協議制度による現場労使での「協約・協定化」で権利を積み上げたことで国労の団結は飛躍的に強化されました。

独占資本は、世界同時不況による減量経済での利益確保を狙う合理化攻撃の邪魔になる国労をつぶすために、国労との「協約・協定」を一方的に「破棄・剥奪」して国労の団結を弱体化させて「職場闘争」を圧殺し「国鉄分割・民営化」の強行で国鉄職員10万人の首を切った

のです。

「第二臨調」は労働組合つづし

「第二臨調」は、世界同時不況・減量経済を理由に1975年からの赤字国債発行残高が膨れ上がった国家財政危機を労働者・勤労国民の犠牲で回避する不当な攻撃でした。中曽根康弘内閣は、赤字の原因を官公労働者が優遇されていると喧伝して、官・民労働者の分断を図り、総評傘下労働組合の弱体化を成功させました。「第二臨調」攻撃に労働組合が反撃しなかったことで、低賃金の派遣労働と非正規労働が拡大され「失われた30年」、「格差拡大・貧困」で苦しめられています。労働組合が闘わないことが原因です。

国労はつぶされず、綱領を守る

中曽根康弘元首相は、NHKテレビ「自民党結党50年特集」で、社会党も総評も国労も潰したと不当労働行為を豪語し、NHKは、この不当労働行為発言を制止することもなく全国に垂れ流したのです。また、国労本部が、「JR採用差別事件」等で、政府に要請すれば、必

◆特集 日本労働運動の劣化をいとめる



東京地裁に入る鉄建公団訴訟原告団

2005. 9. 15判決

司法の場で初めて「不当労働行為」の事実が認められた。「闘いはこれから」—闘争団・家族に新たな決意が生まれた—

ず「連合に加入すること。国労綱領を変えること」の条件を突きつけられました。しかし、国労は、連合に加入せず、国労綱領を変えることもなく今日に至っています。国労綱領は、第1条で、「資本主義社会が労働者の搾取をつよめるものであることを認識し、われわれは、労働者階級の解放をめざしてたたかう」と明記しています。

元総評傘下主要労働組合も、国労綱領と同様の綱領を掲げていたのですが、「第二臨調」行革攻撃で、政府・独占に「国労のようになりたいたいのか」と脅され、綱領改定の資本の攻撃があり、他の労働組合は綱領や運動

方針を変えさせられました。

国鉄改革法（第23条）で国労つぶし

国労つぶし攻撃は、憲法28条および労働組合法7条に明確に違反する「国鉄改革法（第23条）」を策定しての攻撃でした。国鉄を解散して新会社JRを設立して、①国労組合員をJRに採用させず、②JRに国鉄職員を承継する義務をなくしたのです。国労弁護士団だけではなく、すべての弁護士・学者は、②のJRに国鉄職員を承継する義務をなくしたことを分析できなかったのです。それほどに、悪質な法律「国鉄改革法（第23条）」だったのです。「国鉄改革法（第23条）」の「使用者責任」に関わる第5項は、日本語とは思われない文章で次の通り記述しています。

「承継法人の職員の採用について、当該承継法人の設立委員がした行為及び当該承継法人の設立委員に対してなされた行為は、それぞれ、当該承継法人がした行為及び当該承継法人に対してなされた行為とする。」とされています。

最高裁の江見弘武が国鉄改革法をつくった

最高裁は、中曽根内閣の要請を受ける形で江見弘武氏を国鉄に出向させて、「国鉄改革法（第23条）」をつくらせ、中曽根内閣と国会（自民党など）はこれを強行成立させ、最高裁はこれを受けて国労つぶしの判決を出すという、出来レースだったのです。この最高裁の姿勢を、斎藤浩弁護士・元立命館大教授は「最高裁の黒いエピソード」と批判し、加藤晋介鉄建公団訴訟主任弁護士は、裏で画策したのは元大本営・関東軍参謀であった伊藤忠商事会長に上りつめた瀬島龍三・臨調委員であると指摘しています。

「最高裁和解」の力は全国交流

国労は、一般組合員レベルでの全国交流・団結づくりを行ったことはなく、各地方本部の殻から抜け出せない組織でした。このことも当初の「第二臨調」のヤミカラ攻撃に反撃できなかった理由でもあります。JR採用差別の首切り攻撃で、JR不採用者は北海道、九州に集中したことから、政府・運輸省と国鉄清算事業団は、全国統一闘争に発展することを恐れて、常套手段のデマ情報で北海道、九州の分断を画策しました。北海道には

「九州は闘いを止めた」、九州には「北海道は闘いを止めた」と闘いを諦めさせるデマ情報を流したのです。このことから稚内分会は、東京・九州を中心とした全国交流を取り組み、とりわけ、北海道稚内と九州鹿児島分会交流を進展させました。それでも、デマ情報は流され、上京行動で鹿児島始良組合員のTさんから「木山さんは死んだと聞きましたよ」と、言われたこともあります。稚内分会は、伊豆大川の国労労働学校を利用して鹿児島を訪問し、鹿児島からは稚内の団結まつりに、組合員と家族が参加する交流に発展しました。

国鉄清算事業団の解雇攻撃には、北海道・九州の相互交流が取り組まれ団結を固めます。「四党合意」で組織分裂の危機がありました。北海道・九州の相互交流の信頼の積み重ねから分裂することもなく「鉄建公団訴訟九・一五判決」をテコとして「四者四団体」を結成した力で最高裁での和解解決を勝ち取ることができたのです。交流は力となり広い交流ほど大きな力になることを学びました。また、将来不安を抱えながらも29年間（賃金を絶たれて闘争団生活20年間）を国労本隊の組合員と闘争団組合員が車の両輪として粘り強く闘い続けた団結は並みの団結力ではなかったと言えます。

（きやま せいじ）